

「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会報告書【概要】

I 目的及び実施体制

1 目的

大きく様変わりした我が国の人権状況を踏まえ、効果的な取組の推進や新たな人権課題への適切な対応を行うため、**今後の人権教育・啓発の基本的な在り方等について検討し、一定の方向性を示す**

2 実施体制

(公財)人権教育啓発推進センターへの調査研究委託により**有識者検討会を設置**。
R5.11～R6.2に合計5回の会議を開催して検討し、R6.2に報告書提出

II 人権教育・啓発に関する経緯と現状

- ・人権教育・啓発に関しては、「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」(平成12年法律第147号、H12.12.6公布・施行、以下「法」という。)において、理念や国・地方公共団体の責務等が定められている
- ・政府は、法第7条に基づく「**人権教育・啓発に関する基本計画**」(H14.3.15閣議決定、H23.4.1一部変更、以下「基本計画」という。)にのっとり、各種人権教育・啓発施策を推進。これまで基本計画の大幅な見直しはなされていない
- ・実施状況は、法第8条に基づき、**毎年国会に年次報告として提出**

III 今後の人権教育・啓発の基本的な在り方

1 基本とすべき考え方

今後の人権教育・啓発施策を推進する上で、基本とすべき考え方を**5つの観点**から検討

(1) 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権教育・啓発

各人に保障された権利内容、国家による権利侵害の可能性、私人間における権利衝突の調整の必要性、権利を守る方法を正しく理解し、**全ての人が権利の享有主体であることを認識した上で行動することができるようにすることが必要**

(2) インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した人権教育・啓発

全世代を対象に、**被害者になった場合の対応の周知**のほか、加害者にならないための「**責任ある情報発信**」という観点からの**教育・啓発**の推進が必要

(3) 「ビジネスと人権」の議論の高まりを受けた人権教育・啓発

人権尊重の責任を果たす各企業が、「**人権とは何か**」ということへの認識が深められる**教育・啓発**の推進が必要

(4) 地域の実情を踏まえた人権教育・啓発

各地方公共団体が各地域の課題を独自に把握し、施策を展開することが必要

(5) 国際的潮流の動向を踏まえた人権教育・啓発

個別の人権課題にフォーカスしたものにとどまらず、「人権」の普遍性を理解し、国際人権関係文書の趣旨を踏まえた施策の推進が必要

2 人権教育・啓発の推進のために採るべき方策

現行の基本計画は、**H14に策定された後の国内外の人権状況が必ずしも反映されておらず**、人権教育・啓発施策の指針として不十分

国内の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育・啓発をより一層推進するため、**基本計画の見直しを行う必要がある**との結論を得た

IV 基本計画の見直しに関する提言

1 基本計画の見直しに当たっての観点について

人権教育・啓発施策の現状を分析し、検証結果に基づいて、前記5つの観点を盛り込んだ見直しを行うべき

前記5つの観点に加えて見直しの際に踏まえるべき観点は、以下のとおり

- 人権を取り巻く情勢に関する分析
- 生涯学習の視点の重要性
- 人権教育の現状に関する分析の在り方
- 人権教育・啓発と「道徳」
- 高等教育における人権教育
- 行政の中立性の確保
- 人権教育・啓発における「個性の尊重」
- 人権教育を実施する人材の確保と人権擁護委員との連携
- 政府関係機関職員等に対する研修の充実強化
- いわゆる「複合差別」の観点

2 基本計画における各人権課題について

- (1) 基本計画に掲げるべき人権課題を選定する際の考え方及び基準
人権侵害を受けやすい人々をグループ化して施策を推進する手法は、基本的に維持すべき。もともと、**限られた人員・予算で効果的な啓発活動を行うため**、①個別法制定の有無、②国民の関心の程度等を踏まえ、**必要に応じて整理**を行うべき
- (2) 新たに追加すべき人権課題の有無
これまでに指摘を受けた個別の人権課題について議論
- (3) 課題横断的な問題の取扱い
 - 「**インターネット上の人権侵害**」の位置づけ→課題横断的な問題として検討
 - いわゆる「**ヘイトスピーチ**」の取扱い→H28に「**ヘイトスピーチ解消法**」成立
社会的関心も高く、基本計画で言及すべき
- (4) 基本計画見直しの際に個別に検討すべき人権課題
「こども」「女性」「障害者」等、策定済みの総合的な施策の計画等を尊重し、それらを基本計画に取り入れるべき。計画等が現状存在しない「**部落差別(同和問題)**」、「**ハンセン病患者・元患者等**」、「**ヘイトスピーチ**」については、**教育・啓発の方向性を具体的に検討し**、基本計画に記載する必要あり

3 基本計画の見直しについて

効果検証の必要性、他の計画等の整合性等から、定期的な見直しが望ましい